

第85回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 令和元年5月30日（木）9:55～12:05

2 場 所 総務省第2庁舎3階第1会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、宮川 努、野呂 順一

【専門委員】

山口 裕之（株式会社日通総合研究所プリンシパルコンサルタント）

【審議協力者】

財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、千葉県

【調査実施者】

国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室：平沢室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内国際統計企画官ほか

4 議 題 港湾調査の変更について

5 概 要

- 4月24日の統計委員会における委員の意見を共有した後、審査メモに沿って、「(1) 調査方法の変更」、「(2) 公表方法・期日の変更」を中心に審議が行われた。
- その結果、第2回の部会を開催し、今回の指摘事項に対する追加説明等を踏まえ、引き続き審議を行うこととされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 調査方法の変更

- ・ 1隻の船が入港した場合、必ずしも単独とされない報告者をどのように選定しているのか。特に、新たな船舶が入港した場合、報告者はどのように選定されるのか。
 - 同じ船舶が繰り返し入港する例が多いため、前回の情報を基に報告者を選定し、調査票への記入を依頼することが基本となる。新規に入港する船舶については、入出港届の情報に基づき、船舶運航事業者を確認するなどして、報告者の選定作業を進めることになる。
 - 入出港届を基にしたデータから船舶運航事業者や代理店を把握し、当該事業者を確認した上で、調査票の記入に必要な情報を把握している荷役・通関事業者等を順次特定しながら、個別に報告者を選定している。

- コンテナ船等の入港船舶と関連事業者がひも付けられているケースが多いため、該当事業者を報告者に選定している。
- ・ 港湾によって、管理の状況は異なるのか。
 - 港湾によって、取り扱っている貨物が異なり、実情も異なる。
- ・ 複数の報告者に回答を求める場合には、まずは船舶運航事業者を確認し、当該船舶運行事業者の情報から報告者を特定しているとする、政府統計共同利用システムによる調査票の提出依頼をどのように実施するのか。
 - 報告者を特定後、初めて調査を行う報告者に対しては、調査を依頼する際に、報告を求める方法を周知している。その際、政府統計共同利用システムの利用についても、報告方法の1つとして周知する計画である。
- ・ オンライン調査は、現在、電子メールで実施されているとのことであるが、調査員には都道府県職員や市町村職員が任命されていることを踏まえると、地方公共団体のメールアドレスを使用し、セキュリティを確保しているという理解でよいか。
 - 御指摘のとおり、公用のメールアドレスを使用することにより、セキュリティを確保している。
- ・ 資料3の別紙1に整理されている報告者について確認したい。報告とは情報の提供を指すことが通例であり、一番下の港湾運送事業者等は、調査主体に情報を提供するという意味で「報告者」に該当すると思う。一方、中ほどの港湾管理者についても、「報告者」と整理されているが、報告義務が課されているのか。
 - 資料3の別紙1については、港湾管理者が入出港届等の情報を保有しており、その情報を基に調査票に記入している部分もあり、実査機関による行政記録情報の活用だとも考えられるが、報告者として整理している。
 - 行政記録情報を活用している統計調査は他にもあるため、それらの統計調査との整合性も図りつつ、港湾管理者の位置づけについて、別途、整理し、場合によっては今後の課題としたい。
- ・ 報告義務について、船舶運行事業者では回答できず、他の事業者に依頼した場合、報告義務は誰に課されているのか、整理が必要と考える。
 - 通常、調査対象名簿に記載されている者に報告義務が課されることとなるが、本調査の場合は、実査の過程で報告者が明らかになることから、誰に報告義務が課されるのかも整理が必要と考える。
- ・ この調査は、外国籍の船舶も対象になるのか。外国船の場合、誰が報告者になるのか。
 - 外国籍船については、船舶代理店が基本的な手続きを行っているので、船舶代理店が報告者であるケースが多い。
- ・ 報告者の選定方法を整理するに当たって、入出港届の様式を、次回、確認したい。

(2) 公表方法・期日の変更

ア 現行の調査計画における公表の遅れについて

- ・ 本統計の集計については、調査票の作成自体が大変であることは理解したが、利用者からいつまでに調査結果を提供してほしいといった、いわゆるデッドラインはあるのか。
- ・ 月次で公表する場合、その多くは景気判断に利用されるため、早期のデータの提供が求められ、公表が遅れると利用者から苦情等が寄せられるが、本統計に対しては、そこまでの要望はないようである。本調査結果はどのような利活用がなされているのか、そもそもデッドラインが引けるのか。
- ・ 景気判断であれば、貿易統計を使用すればよいので、本調査は年次データで足りるとも考えられる。また、本調査について、貿易統計にプラスアルファの部分は見出せないし、現状の公表の遅れをみても、景気判断への利活用は困難と思う。
- ・ 月報の必要性和利活用に支障がない公表のタイミングについての整理が必要と考える。
 - 本調査の月次結果については、港湾の調査・管理・運営における重要な指標として、資料3の13ページに掲げているとおりの利用がなされている。また、災害の復旧状況の把握の際には、月単位の情報が有用になるほか、港湾の整備を考える際には月次のピーク時の情報が重要となっている。さらに、貿易統計では把握できないコンテナの個数ベースでもデータを把握できる点にメリットがある。なお、提供時期について一概に言うのは難しいが、例えば前年又は前年度のデータが予算編成の時期までに提供されるとありがたい。
- ・ 地方公共団体等では、本調査結果をどのように利活用しているのか。
 - 港湾の運営・管理面の施策に活用している。また、業界紙などでは他港との月次比較等もなされており、月次の数値が必要である。
 - 一部のデータについて3か月後には当方のホームページに公表しており、月次でのデータ提供も必要である。
 - 海上コンテナ貨物については、貿易量を金額面ではなく量的面で評価できる点で貿易統計とは異なる役割もあるので利活用はあると考えられる。
- ・ 国土交通省においては、港湾設備の整備の際に、コンテナ個数のピーク時のデータが必要ということであり、本調査の月次のデータも利活用されていると理解した。
- ・ 資料3の5ページ表4に、例えば「H30.7末時点」の欄に港湾ごとの提出率が7%とあるが、これに総量等のウェイトを示していただくことは可能か。また、7ページに記載された、港湾ごとに順次公表している「港別集計値」については、調査計画に明記した方がよいのではないか。

→ トン数ベースでのウェイトを示すことは可能である。また、「港別集計値」を調査計画に明記することも検討したい。

- ・ 資料3の表4の内訳や、「港別集計値」の位置づけについては、次回部会で審議することとしたい。
- ・ 全国値よりも、港別の実績値が重要ということであれば、個々の港別に公表することを中心に考えた方がよいのではないか。

イ 今回の変更内容について

- ・ 一次速報はコンテナを対象とし、二次速報は、コンテナ以外の項目も対象としているが、集計の対象はいずれも6港となっている。ウェイトの高い港湾は6港以外にもあることから、二次速報において、集計の対象を拡大する余地はないのか。
 - 集計対象の拡大には、努めていきたいと考えている一方で、拡大により公表の遅延が生じる可能性もあるため、まずは、6港分について集計・公表し、可能であれば、更なる拡大を検討していきたい。
- ・ 地方公共団体における作業量や、集計の対象港湾の選定についてはどうか。
 - 作業量については、特に問題ない。
 - 千葉港においては、コンテナ貨物の取扱いはそれほど大きくないので、一次速報等の対象外との整理は妥当と考える。
- ・ 確報の早期化について、何か検討していることはあるのか。
 - 現時点で、効果的な取組があるわけではないが、速報を出すからといって確報が遅れていいとは全く思っておらず、港湾管理者と調整しながら、早期化に努めたい。
- ・ 当初の変更計画では、一次速報と二次速報は5港を対象に集計するとされているが、今回、川崎港を追加し6港を対象にしたいとする理由は何か。
 - 国際戦略港湾は、行政施策の中でも重要な港である中、当初の変更計画には入っていないことから追加していただきたい。
- ・ 二次速報の公表時期を一次速報から2～3か月後とした理由は何か。また、港別集計値は、どのタイミングで公表しているのか。
 - 現状の提出実績の一番遅い港に合わせて設定している。港別集計値については、都道府県からの集計表提出後、毎月中旬と下旬に順次公表している。
- ・ 港別集計値が提出された港については、二次速報の対象に追加することも考えられるが、対象が増えることによって、公表が遅れる可能性もあるのか。
 - 御指摘のとおりである。

- ・ まずは、川崎港を含めた6港を対象とする計画で進めていただき、対象の拡大については、その後、検討していただきたい。港別集計値の扱いについては、次回、改めて整理する。

ウ 行政記録情報等について

- ・ NACC Sの活用については、統計調査用のデータとしての加工が必要と聞いているが、行政記録情報等がより正確であるという認識に立てば、現行の取組を進めていただきたい。
- ・ NACC Sデータの活用について、報告者の負担軽減だけでなく、統計調査情報の精度の向上にも結びつくと考えてよいか。
→ NACC Sデータの活用のメリットは、報告者の負担軽減が主と認識している。

6 その他

次回の部会は、早急に日程等調整を行った上で、開催することとされた。

(以 上)